

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034 沿革 <u>平成26年11月27日</u> 一部改正</p>	
<p>第 1 章 一般的事項 (第 1 条 - 第 54 条)</p> <p> 第 1 節 定義等 (第 1 条 - 第 13 条)</p> <p> 第 2 節 引受基準等 (第 14 条 - 第 27 条)</p> <p> 第 3 節 個別保証枠 (第 28 条 - 第 33 条)</p> <p> 第 4 節 保険料率算定等 (第 34、第 35 条)</p> <p> 第 5 節 保険の申込 (第 36 条 - 第 40 条)</p> <p> 第 6 節 保険料 (第 41 条、第 42 条)</p> <p> 第 7 節 確定通知 (第 43 条 - 第 46 条)</p> <p> 第 8 節 保険金の支払等 (第 47 条 - 第 54 条)</p> <p>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 55 条 - 第 67 条)</p> <p>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 68 条)</p> <p>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 69 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 70 条 - 第 71 条)</p>	<p>第 1 章 一般的事項 (第 1 条 - 第 54 条)</p> <p> 第 1 節 定義等 (第 1 条 - 第 13 条)</p> <p> 第 2 節 引受基準等 (第 14 条 - 第 27 条)</p> <p> 第 3 節 個別保証枠 (第 28 条 - 第 33 条)</p> <p> 第 4 節 保険料率算定等 (第 34、第 35 条)</p> <p> 第 5 節 保険の申込 (第 36 条 - 第 40 条)</p> <p> 第 6 節 保険料 (第 41 条、第 42 条)</p> <p> 第 7 節 確定通知 (第 43 条 - 第 46 条)</p> <p> 第 8 節 保険金の支払等 (第 47 条 - 第 54 条)</p> <p>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 55 条 - 第 67 条)</p> <p>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 68 条)</p> <p>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 69 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 70 条 - 第 71 条)</p>	
<p>第 1 章 一般的事項</p> <p> 第 1 節 定義等</p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。) 及び貿易一般保険約款 (<u>平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00001</u>。以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 「名簿」とは、<u>海外商社名簿</u>について (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063) 第 1 条に基づき作成された海外商社名</p>	<p>第 1 章 一般的事項</p> <p> 第 1 節 定義等</p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。) 及び貿易一般保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 「名簿」とは、<u>「海外商社名簿について」</u> (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063) 第 1 条に基づき作成された海外商</p>	

新	旧	備考
簿をいう。 十七～二十 (略)	社名簿をいう。 十七～二十 (略)	
第2条～第12条 (略)	第2条～第12条 (略)	
(増加費用保険の取扱い) 第13条 約款第3条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。	(増加費用保険の取扱い) 第13条 約款第3条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。	
2～3 (略)	2～3 (略)	
4 子会社等（海外商社の与信管理について（平成13年4月1日01 - 制度 - 00064。以下「与信管理規程」という。）第8条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。	4 子会社等（「 <u>海外商社の与信管理について</u> 」（平成13年4月1日01 - 制度 - 00064。以下「与信管理規程」という。）第8条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。	
第2節 引受基準等 第14条～第21条 (略)	第2節 引受基準等 第14条～第21条 (略)	
(ストックセールスにおける貿易一般保険の取扱い) 第22条 スtockセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。 一 スtockセールスに該当する貨物が本邦より移送され販売先企業の所在国に在庫された後に販売契約が成立し、 <u>販売契約の相手方</u> が確定した日を輸出契約締結日とみなす。 二～四 (略)	(ストックセールスにおける貿易一般保険の取扱い) 第22条 スtockセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。 一 スtockセールスに該当する貨物が本邦より移送され販売先企業の所在国に在庫された後に販売契約が成立し、 <u>バイヤー</u> が確定した日を輸出契約締結日とみなす。 二～四 (略)	
第23条～第27条 (略)	第23条～第27条 (略)	
第3節 個別保証枠	第3節 個別保証枠	

新	旧	備考
<p>(個別保証枠の申請等)</p> <p>第 28 条 名簿上 E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格 (以下この節において「E 格」という。) に格付けされた者を代金等の支払人とする 2 年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上 E M 格又は E F 格に格付けされた者を代金等の支払人とする 2 年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険 (船舶) 特約書、貿易一般保険包括保険 (鉄道車両) 特約書若しくは技術提供特約書 (以下「設備財等包括特約書」と総称する。) が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号の信用危険 (以下「船後信用危険」という。) のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第 2 「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p>	<p>(個別保証枠の申請等)</p> <p>第 28 条 名簿上 E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格 (以下この節において「E 格」という。) に格付けされた者を代金等の支払人とする 2 年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上 E M 格又は E F 格に格付けされた者を代金等の支払人とする 2 年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険 (船舶) 特約書、貿易一般保険包括保険 (鉄道車両) 特約書若しくは技術提供特約書 (以下「設備財等包括特約書」と総称する。) が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号の信用危険 (以下「船後信用危険」という。) のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第 2 「個別保証枠確認申請書」<u>及び輸出契約等を証する書類 (輸出契約等の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類) の写し</u>を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p>	
2 (略)	2 (略)	
3 この節に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める W E B 申請サービスの利用について <u>(平成 18 年 12 月 4 日 06 - 制度 - 00039)</u> によるものとする。	3 この節に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「 <u>W E B 申請サービスの利用について</u> 」によるものとする	
<p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第 29 条 日本貿易保険は、前条第 1 項又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第 3 「個別保証枠確認証」 (以下「確認証」という。) により申請者に通知するものとする。</p>	<p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第 29 条 日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第 3 「個別保証枠確認証」 (以下「確認証」という。) により申請者に通知するものとする。</p>	
2 (略)	2 (略)	
<p>(確認金額の許容範囲)</p> <p>第 30 条 確認証を取得した後、<u>輸出契約等の金額が増加した場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加した金額が、当該確認証に記載されている輸出契約等の</u></p>	<p>(確認金額の許容範囲)</p> <p>第 30 条 <u>輸出契約等の金額が前条第 1 項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約等の額 (以下「確認金額」という。) を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければなら</u></p>	

新	旧	備考
<p>額（以下「<u>確認金額</u>」という。）の100分の5未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第28条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>一～二 （略）</p>	<p>い。ただし、当該増加金額が<u>確認金額</u>の100分の5未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第28条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>一～二 （略）</p>	
<p>（<u>確認証の訂正等</u>）</p> <p>第31条 <u>確認証</u>について、第28条第1項若しくは第30条の規定による<u>申請時の誤記等</u>による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 <u>確認証</u>の記載内容のうち<u>確認証の契約金額の表示通貨の変更</u>（<u>確認金額の範囲内の変更に限る。</u>）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p>	<p>（<u>確認証の訂正等</u>）</p> <p>第31条 <u>第29条第1項の規定により申請者に通知した確認証</u>の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 <u>確認証</u>の記載内容のうち「<u>船積(予定)日</u>」の<u>変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更</u>（<u>確認金額の範囲内の変更に限る。</u>）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p>	
<p>（<u>決済等通知書の提出等</u>）</p> <p>第32条 <u>確認証</u>を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者（設備財等包括特約書については被保険者）は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、当該輸出契約等の相手方がE格に格付されている場合に限り、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p>	<p>（<u>決済等通知書の提出等</u>）</p> <p>第32条 <u>第29条第1項の規定による確認証</u>を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者（設備財等包括特約書については被保険者）は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、当該輸出契約等の相手方がE格に格付されている場合に限り、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p>	
<p>（<u>確認証の返却</u>）</p>	<p>（<u>確認証の返却</u>）</p>	

新	旧	備考
<p>第 33 条 第 29 条第 1 項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5 営業日以内に、決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の 100 分の 5 未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が E 格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。</p>	<p>第 33 条 第 29 条第 1 項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5 営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第 30 条第 1 号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約等の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の 100 分の 5 未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が E 格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。</p>	
<p>第 4 節 保険料率算定等 第 34 条 (略)</p>	<p>第 4 節 保険料率算定等 第 34 条 (略)</p>	
<p>(保険料率算定の際の国カテゴリー) 第 34 条の 2 保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、保険契約締結日における国カテゴリーとする。</p>	<p>(保険料率算定の際の国カテゴリー) 第 34 条の 2 保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、保険契約締結日における国カテゴリーとする。</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>3 第 1 項にかかわらず、保険契約の締結を希望する者が、輸出契約等（2 年未満案件に限り、鋼材特約書の対象となるものを除く。）が他の輸出者等と競争の状況にある旨を別紙様式第 6「変更前国カテゴリー適用申請書」（以下、「申請書」という。）により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認証により認めた場合には、保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、当該承認証に記載の国カテゴリーとする。ただし、次のすべてに該当する場合に限るものとする。なお、保険引受の可否については、日本貿易保険が別に定める引受基準によるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>3 第 1 項にかかわらず、保険契約の締結を希望する者が、輸出契約等（2 年未満案件に限り、鋼材特約書の対象となるものを除く。）が他国の輸出者等と競争の状況にある旨を別紙様式第 6「変更前国カテゴリー適用申請書」（以下、「申請書」という。）により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認証により認めた場合には、保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、当該承認証に記載の国カテゴリーとする。ただし、次のすべてに該当する場合に限るものとする。なお、保険引受の可否については、日本貿易保険が別に定める引受基準によるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	

新	旧	備考
第 35 条 (略)	第35条 (略)	
<p>第 5 節 保険の申込み 第 36 条～39 条 (略)</p>	<p>第 5 節 保険の申込み 第36条～39条 (略)</p>	
<p>(告知事項等) 第40条 約款第21条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。 一 (略) 二 輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</p>	<p>(告知事項) 第40条 約款第21条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。 一 (略) 二 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</p>	
<p><u>2 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告がある場合は、約款第9条第2号に該当するものとして、保険金不払又は返還に係る規定の適用を受け得るものとする(ただし、次条第2項の規定に基づく保険契約の訂正が行われた場合は、当該訂正された部分についてはこの限りでない)。</u></p>		
<p>(保険契約の訂正) <u>第 40 条の 2 保険契約の訂正に係る日本貿易保険への申請は、当該保険契約の内容変更等通知期限までに行うものとする。ただし、保険契約の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由(約款第4条第14号の事由にあっては、履行遅滞の発生をいい、3月以上の期間の経過を要しない。以下次項において同じ。)により生じた損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。なお、訂正事項に基づいて生じた損失とは、以下のものをいう。</u> 一 <u>仕向国の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の仕向国に係る事由による損失(当該訂正後の仕向国向け取引であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む。)</u> 二 <u>支払国の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の支払国に係る事由による損失(当該訂正後の支払国からの支払であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由によ</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>る損失を含む。)</u></p> <p><u>三 輸出契約等の相手方(輸出契約等の締結の相手方及び支払人をいう。以下同じ。)の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の輸出契約等の相手方に係る事由による損失(当該訂正後の輸出契約等の締結の相手方向け取引であること又は当該訂正後の支払人からの支払であることに起因又は関連し生じた非常事由による損失を含む。)</u></p> <p><u>四 I L C 決済を含む保証付案件において、保証内容の訂正がなされた場合にあっては、当該訂正後の保証内容に起因又は関連し保証履行(I L C 決済を含む。)が行われないことによる損失</u></p> <p><u>五 輸出契約等の決済条件に係る不利な条件への訂正(適格銀行が発行若しくは確認する I L C を含む支払保証等が付かなくなったこと又は政府開発援助契約等に該当しなくなったこと等をいう。)があった場合において、約款第 4 条第 11 号から 14 号までのいずれかの事由により生じた損失</u></p> <p><u>六 保険価額の増額訂正がなされた場合にあっては、当該訂正された部分についての損失</u></p> <p><u>七 上記各号に定める以外の場合において、訂正事項に起因して生じた損失(ただし、船積期日、対価の確認日、ユーザンス期間又は決済予定日に係る訂正の場合に起因して生じた損失を除く。)</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、日本貿易保険が別に定める基準を満たさない輸出契約等について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について(平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060)に規定する日本貿易保険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合については、約款第 8 条第 5 号に基づき、手続細則で定める保険契約の訂正に係る承認日前に発生していた事由により生じた損失について、日本貿易保険はてん補しないものとする。</u></p>		

新	旧	備考
第6節～第8節 (略)	第6節～第8節 (略)	
第2章～第5章 (略)	第2章～第5章 (略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u>		

新	旧	備考
<p>別表第1（第34条関係）</p> <p>1 2年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第3条第1号及び第2号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）船積実行日を起算とする決済には、船積書類引渡時払、手形一覧払、引渡後定期払、一覧後定期払等のほか、各船積日をマイルストーンとするマイルストーンペイメント、輸出貨物等の到着時払、一定期間内に行われた輸出貨物等の船積みに係る代金等の決済予定日が、<u>当該船積みに係る一定期間（以下「船積み実施期間」という。）の末日又は当該末日から一定期間（以下「経過期間」という。）を経過した日</u>を起算として定められる決済（プログレスペイメント）を含むものとする。</p> <p>なお、マイルストーンペイメントとは、2年未満案件におけるリテンション決済以外の部分に係る決済が、当該輸出契約等において主要な作業工程の各到達点、主要部分の船積実行日等をマイルストーンとして定め、当該各マイルストーンの達成時に予め定められた金額を支払う決済方法をいう。</p> <p>（注3）～（注4）（略）</p> <p>（注5）ユーザンス期間とは、支払猶予期間のほか、輸出契約等に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金等の送金期間等を加えた期間をいう。（次号において同じ。）<u>プログレスペイメントの場合は、船積み実施期間の2分の1の日数又は当該日数及び経過期間の日数を加えることとする。船積み実施期間又は経過期間が月数を基準として定められている場合は、1月の日数を30日とする。</u></p> <p>なお、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあつては、到着地までの標準航海日数（輸出手形保険運用規程別表を準用する。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合</p>	<p>別表第1（第34条関係）</p> <p>1 2年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第3条第1号及び第2号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）船積実行日を起算とする決済には、船積書類引渡時払、手形一覧払、引渡後定期払、一覧後定期払等のほか、各船積日をマイルストーンとするマイルストーンペイメント、輸出貨物等の到着時払、一定期間内に行われた輸出貨物等の船積みに係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの<u>経過日</u>を起算として定められる決済（プログレスペイメント）を含むものとする。</p> <p>なお、マイルストーンペイメントとは、2年未満案件におけるリテンション決済以外の部分に係る決済が、当該輸出契約等において主要な作業工程の各到達点、主要部分の船積実行日等をマイルストーンとして定め、当該各マイルストーンの達成時に予め定められた金額を支払う決済方法をいう。</p> <p>（注3）～（注4）（略）</p> <p>（注5）ユーザンス期間とは、支払猶予期間のほか、輸出契約等に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金等の送金期間等を加えた期間をいう。（次号において同じ。）</p> <p>なお、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあつては、到着地までの標準航海日数（輸出手形保険運用規程別表を準用する。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあつては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあつては支払猶予期間と7を加えた期間とする。</p>	

新							旧							備考
<p>にあつては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあつては支払猶予期間と7日を加えた期間とする。 (注6) ～ (注7) (略)</p>							<p>(注6) ～ (注7) (略)</p>							
<p>二 約款第3条第4号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>							<p>二 約款第3条第4号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>							
<p>2 2年以上案件に係る「船積前期間」及び「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」は、2年以上決済部分にあつては保険契約締結日から期間MS日（保険料率等規程のⅡ [1] 5 (1)③注4に規定するものをいう。以下同じ。）までとし、2年未満決済部分にあつては前項第1号の表中「船前MS適用案件」の欄及び同項第2号の表中「上記以外の輸出契約等」の欄の規定を準用する。</p> <p>3～4 (略)</p>							<p>2 2年以上案件に係る「船積前期間」及び「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」は、2年以上決済部分にあつては保険契約締結日から期間MS日（保険料率等規程のⅡ [1] 5 (1)②注4に規定するものをいう。以下同じ。）までとし、2年未満決済部分にあつては前項第1号の表中「船前MS適用案件」の欄及び同項第2号の表中「上記以外の輸出契約等」の欄の規定を準用する。</p> <p>3～4 (略)</p>							
<p>別表第2 (第60条関係)</p> <p>約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に対象契約の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。</p>							<p>別表第2 (第60条関係)</p> <p>約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に対象契約の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。</p>							
<p>特約書の締結時、特約期間中における特約書第2条第1項の規定に基づく対象契約の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い</p>			<p>特約期間中において対象契約の相手方の格付が変更された場合の取扱い*1、*2</p>				<p>特約書の締結時、特約期間中における特約書第2条第1項の規定に基づく対象契約の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い</p>			<p>特約期間中において対象契約の相手方の格付が変更された場合の取扱い*1、*2</p>				
対象契	支払限	信用事	対象契	格付変	格付変	信用事	対象契	支払限	信用事	対象契	格付変	格付変	信用事	

新							旧							備考
約の相手方の格付	度額の取扱い	由による代金回収不能のてん補	約の相手方の変更後の格付	更前に設定された支払限度額の取扱い	更後の支払限度額の取扱い*3	由による代金回収不能のてん補	約の相手方の格付	度額の取扱い	由による代金回収不能のてん補	約の相手方の変更後の格付	更前に設定された支払限度額の取扱い	更後の支払限度額の取扱い*3	由による代金回収不能のてん補	
GS GA GE	設定しない	する	GS, GA, GE	—	設定しない	する	GS GA GE	設定しない	する	GS, GA, GE	—	設定しない	する	
			EE, EA, SA	—	設定する	する				EE, EA, SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する*4	する				EM, EF	—	設定する*4	する	
			EC, SC	—	設定しない*5	する*9				EC, SC	—	設定しない*5	する*9	
			GR, ER, SR	—	設定しない	しない				GR, ER, SR	—	設定しない	しない	
			PN, PT	—	設定しない	しない				PN, PT	—	設定しない	しない	
EE EA	設定する	する	GS, GA, GE	適用しない	設定しない	する	EE EA	設定する	する	GS, GA, GE	適用しない	設定しない	する	
			EA, EE	適用する	—	する				EA, EE	適用する	—	する	
			EM, EF, EC	適用する	—	する*9				EM, EF, EC	適用する	—	する*9	
			GR, ER	適用しない	設定しない	しない				<u>EC,</u> GR,	適用しない	設定しない	しない	

新							旧							備考
			P N, P T	適用し ない	設定し ない	しない				E R				
										P N, P T	適用し ない	設定し ない	しない	
以下 表 (略)							以下 表 (略)							
(注) * 1 ~ * 9 (略)							(注) * 1 ~ * 9 (略)							
別表第 3 (第 8 条関係) (略)							別表第 3 (第 8 条関係) (略)							
別紙様式第 1 ~ 別紙様式第 2 (略)							別紙様式第 1 ~ 別紙様式第 2 (略)							
別紙様式第 3							別紙様式第 3							
個別保証枠確認証(貿易一般保険)							個別保証枠確認証(貿易一般保険)							
申請日	申請者	輸出契約等の番号			輸出契約等の		申請日	申請者	輸出契約等の番号			輸出契約等の		
締結日							締結日							
申請内容は、次のとおりです。							申請内容は、次のとおりです。							
申請事由	支払国	支払人	L/Cの有無	申請金額条件	契約金額	通貨 換算率	申請事由	支払国	支払人	<u>船積予定日</u>	申請金額条件	契約金額	通貨 換算率	L/Cの有無
上記申請に対して、結果は次のとおりです。							上記申請に対して、結果は次のとおりです。							
この個別保証枠確認申請は、全額確認します。							この個別保証枠確認申請は、全額確認します。							

新	旧	備考
<p>確認できません。</p> <p>確認日 受理日</p> <p>確認管理番号 有効期限</p> <p>(注) この個別保証枠確認証は、有効期限内であっても定期見直しなどにより、個別保証枠確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格以外（設備財等包括特約書については名簿上E M格又はE F格以外。）に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効となります。なお、有効期限の延長は行いません。</p>	<p>確認できません。</p> <p>確認日 受理日</p> <p>確認管理番号 有効期限</p> <p>(注) この個別保証枠確認証は、有効期限内であっても定期見直しなどにより、個別保証枠確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格以外（設備財等包括特約書については名簿上E M格又はE F格以外。）に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効となります。なお、有効期限の延長は行いません。</p>	
別紙様式第4～別紙様式第5 (略)	別紙様式第4～別紙様式第5 (略)	
<p>別紙様式第6</p> <p>変更前国カテゴリー適用申請書</p> <p>申請日 年 月 日 (番号等)</p> <p>企業名</p> <p>申請者名 印</p> <p>年 月 日付けで日本貿易保険が国カテゴリーを変更することを公表した【 国名 】について、貿易一般保険運用規程第34条の2第3項の規定に基づき下記の通り変更前の国カテゴリーの適用を申請します。</p>	<p>別紙様式第6</p> <p>変更前国カテゴリー適用申請書</p> <p>申請日 年 月 日 (番号等)</p> <p>企業名</p> <p>申請者名 印</p> <p>年 月 日付けで日本貿易保険が国カテゴリーを変更することを公表した【 国名 】について、貿易一般保険運用規程第34条の2第3項の規定に基づき下記の通り変更前の国カテゴリーの適用を申請します。</p>	

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>注1: 「申請理由」の欄には、入札期間、社内方針決定状況、応札状況、落札状況、相手方との交渉状況等、申請対象となる輸出契約等が他の輸出者等と競争の状況にある旨をご記入<u>ください</u>。</p> <p>注2: 「エビデンス(書類リストと概略説明)」の欄には、本申請書と併せてご提出頂くエビデンス(例: 入札書類(相手方の入札条件に係るページ)、社内方針決定書類(応札価格・方針・時期等に係る決定内容)等)のリスト及び概略をご記入<u>ください</u>。</p>	<p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>注1: 「申請理由」の欄には、入札期間、社内方針決定状況、応札状況、落札状況、相手方との交渉状況等、申請対象となる輸出契約等が他<u>国</u>の輸出者等と競争の状況にある旨をご記入<u>下さい</u>。</p> <p>注2: 「エビデンス(書類リストと概略説明)」の欄には、本申請書と併せてご提出頂くエビデンス(例: 入札書類(相手方の入札条件に係るページ)、社内方針決定書類(応札価格・方針・時期等に係る決定内容)等)のリスト及び概略をご記入<u>下さい</u>。</p>	
<p style="text-align: center;">承認証 (略)</p>	<p style="text-align: center;">承認証 (略)</p>	